

報道用資料 (大阪府)

平成20年9月26日

健康福祉部
食の安全推進課
担当：吉田、稲村
内線：2563、2567
直通：6944-6703

メラミン混入の疑いのある牛乳を原料とした  
加工食品の調査・検査結果について

9月21日、中国においてメラミン混入の疑いがある牛乳を使用して製造した丸大食品株式会社の菓子「まんじゅう(クリームまん)」を、日清医療食品株式会社が業務用として購入し、病院・福祉施設等でデザートとして提供していたことが分かり、使用中止と回収を行うとの自主公表がありました。府としてこれまでの間、関係施設に在庫・使用状況の調査を行うとともに、施設在庫品についても検査を行っていましたが、その結果が本日判明しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、この件に関して、現在までに健康被害の報告はありません。

## 記

## 1 食品のメラミン検査結果について

- (1) 名称：まんじゅう「クリームまん」
- (2) 重量・包装形態：350g(合成樹脂製袋に10個入り、1個35g)
- (3) 賞味期限：賞味期限「2010.5」
- (4) 原産国名：中華人民共和国
- (5) 輸入者：住金物産株式会社(東京都港区赤坂8丁目5番27号)
- (6) 販売者：丸大食品株式会社(大阪府高槻市緑町21-3)
- (7) 採取日及び検体数：9月22日、2検体
- (8) 採取先：丸大食品㈱から同食品を購入した日清医療食品㈱受託の府内の2施設
- (9) 検査機関：府立公衆衛生研究所
- (10) 検査結果：メラミン3.7mg/kg及び36.6mg/kg(定量下限0.5mg/kg)
- (11) 違反内容：食品衛生法第10条(指定外添加物の検出)
- (12) 措置対応：食品衛生法違反である旨、輸入者を所管する東京都に本日通報した。なお、当該品を含む丸大食品㈱の自主回収対象品はすでに市場等から回収されている。
- (13) 健康影響について

今回の検出された結果では、直ちに健康に悪影響があるレベルではありません。

メラミンの耐容一日摂取量は、米国食品医薬品庁(FDA)によると0.63 mg/kg 体重/日(メラミンとして)、欧州食品安全機関(EFSA)によると0.5 mg/kg 体重/日(メラミン及び関連化合物全体として)とされている。

耐容一日摂取量とは、人が生涯を通じて摂取した場合に健康影響があるとされる摂取量である。

体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は $0.63 \times 60 = 37.8\text{mg}$ (EFSAでは30mg)である。

2 府内での「まんじゅう(クリームまん)」の使用状況

- (1)大阪府内の同社受託施設(府保健所管轄分)を府独自に調査した結果、57施設が存在し、うち27施設で今年7月～9月の間使用実績があり、その間2,781個が喫食され、14施設で1,072個が在庫保管されていた。なお、在庫分は現時点で全て返品済みである。
- (2)27施設全てにおいて健康被害等の届出はなかった。

風評被害防止及びプライバシー保護の観点から、施設名等は公表していませんのでご配慮願います。